

質問に対する回答【令和7年度新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業】

No.	実施要領等の該当箇所	質問内容	回答
1	—	リース会社による入札参加を検討しております。 賃貸に付随する業務で当社が自ら実施することが事実上できない業務（物件の搬入、保守、満了時の物件撤去、データ消去等）について、当該業務を貴市から当社が受注した上で、物件の売主等の業者に再委託してもよろしいでしょうか。	本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。 この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。
2	—	前の質問（No.1）のように当社が事実上できないのではなく、物件の設置工事など当社が貴市より請け負うことが法令上認められない業務（銀行法や建設業法等により規制される業務）がある場合、当社は、当該業務を貴市から受託するのではなく、貴市の指定または仕様書通りに物件を提供する為に、当社の責任において物件の売主等に当該業務を発注することで差し支えないでしょうか。（当社の発注は法的には再委託にはなりません、再委託の場合（前の質問）と同様に売主等の業者に業務を行わせてもよろしいでしょうか。）	No.1の回答と同じです。 本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについては認めます。 この場合には、事前に市の承認を受けていただくこととします。 詳細については、協議事項とします。
3	—	本件の賃貸借契約は、「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか？	本契約については、債務負担行為になります。
4	—	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点において残期間の残賃借料が残存する場合、貴市にて残賃借料のご負担をいただけますでしょうか？	既に議決された予算額に基づき契約することを予定していることから、契約後、翌年度以降の予算が削減されることは想定していません。 しかしながら、万が一そのような事態になった場合は、質問に記載いただいた御認識のとおりです。
5	—	予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか？	新座市公共施設への太陽光発電設備等導入事業において、予算削減等の影響で契約を解約又は変更したケースはありません。
6	—	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議とさせていただきますでしょうか？（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）	やむを得ない事情による工事遅延、未完工等については、協議事項とします。
7	—	入札保証金や契約保証金は免除でよろしいでしょうか？	入札保証金及び契約保証金については、免除します。
8	—	賃貸借期間満了後、物件は無償譲渡の認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 賃貸借期間満了後、無償譲渡とします。
9	—	賃貸借期間満了後、無償譲渡ご指定の場合賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）の認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税となります。
10	—	本件にてご利用予定の賃貸借契約書の雛形がございましたらいただくことはできますでしょうか。	ひな形は設けておらず、協議事項とします。 本プロポーザルの公募要領、仕様書、事業者による企画提案書、新座市賃貸借契約基準約款、支払に係る内訳書等を綴ることを想定しています。
11	—	落札後、契約書条項の内容に関して協議することは可能でしょうか？	協議事項とします。

12	—	万が一の場合の想定となりますが、契約の履行において貴市や第三者に損害を及ぼした場合においても、同損害が天災地変(地震・津波・噴火等)、騒乱、テロ行為等不可抗力に起因する場合につきましては、別途協議とさせていただきますともよろしいでしょうか。	協議事項とします。
13	仕様書 6 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様」と記載ありますが、本事業はリース事業であり「電力供給」を事業者は行わないとの認識でよろしいでしょうか？	御認識のとおりです。
14	仕様書 6 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様	「移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行わない」と記載ございますが、本事業はPPA事業ではなくリース事業であり、運転停止期間においてもリース料が発生いたします。運転停止期間にもリース期間に含まれるものとし、リース料をお支払いいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。 運転停止期間においてもリース料が発生し、市に支払義務が生じる旨の認識です。
15	新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱	補助金の交付後、補助金に係る内容について契約書に表記することを協議させて頂く事は可能でしょうか？(万が一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいという意向です。)	協議事項とします。
16	新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱	リース期間及びリース期間満了後の太陽光発電設備、蓄電池の使用期間において、市の責めにより補助金の返還が発生した場合、補助金返還リスクは貴市にご負担いただくとの認識で宜しいでしょうか。	御認識のとおりです。 市の責めにより補助金の返還が発生した場合は、市の負担とします。
17	新座市公共施設太陽光発電設備導入補助金交付要綱	本事業はリース期間が10年となっておりますが重点対策加速化事業による交付金に関しては17年の返還リスクがある認識でございます。万が一の場合の想定となりますが、リース期間終了後に交付金の返還が生じた場合、事業者への返還リスクは発生しない認識でございますが、認識に相違ございませんでしょうか。	御認識のとおりです。 リース期間終了後における、補助金に係る事業者の返還リスクは発生しません。
18	—	石綿が含まれると思慮される材料について、石綿が建材に含有されていると考えてよろしいでしょうか。または、石綿含有調査は、賃借者負担とし、含有が確認された場合作業費については、別途協議とさせていただきますともよろしいでしょうか。	協議事項とします。
19	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「法令・条例等の変更」	「設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更」について、負担者が事業者となっておりますが、法令・条例の変更についてはどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
20	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「維持管理費の上昇」	「維持管理費用の増大」について、負担者が事業者となっておりますが、法令・条例の変更による維持管理費用増大は、提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。
21	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「事業の中止・延期」	「発電開始に必要な認可等の遅延によるもの」に関して、事業者負担となっておりますが、例えば電力会社の都合により遅延した場合は、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	協議事項とします。

22	仕様書 5 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）	工事の実施について「施設管理者等及び近隣住民近隣住民との調整等は事業者において十分行う」とありますが、具体的にはどのような調整事項がありますでしょうか？調整事項によっては、協議事項とさせていただきますことは可能でしょうか。	調整事項については、協議させていただきます。
23	仕様書 7 責任分担の基本事項	「損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（若しくはこれらと同等の保証内容の他の保険）に加入し」とございますが、地震保険に関しては保険会社の条件もあり加入できない可能性がある為、加入は必須ではないとの認識でよろしいでしょうか。	社会情勢等により、やむを得ない場合は協議事項とします。
24	仕様書 3 設備工事前の調査・手続 (3) 各種関係手続	「事業期間終了後や設備導入された施設の廃止の場合等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する」とございますが、この場合の撤去に係る費用に関しては貴市にご負担いただける理解でよろしいでしょうか。	これらの場合における設備の撤去費用は、市が負担します。
25	仕様書 別紙2 予想されるリスクと責任分担 「保険」	別紙2「保険」に関して、履行保証保険の保険適用期間はいつからいつまでのご認識でしょうか。また、履行保証保険の加入は必須でしょうか。	保険に加入する場合の負担について示したもので、必須ではありません。
26	実施要領 5 提出書類 (4) 企画提案書 ウ 過去の類似業務実績	類似の実績とは、企業、地方公共団体等が所有する高圧施設に対する太陽光発電設備の導入実績でよいのか。また、実績は貴市における事業実績でなくても足りるものなのか、本事業の実施体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わないのか。	公共施設への導入実績を想定していますが、その他の民間施設への導入実績を記載いただいても構いません。また、本事業の実施体制に含まれる協力事業者が有する実績も含めて構いません。
27	—	太陽光発電設備の設置に伴い、施設の変電設備を管理している主任技術者による点検費用が増加する場合がありますが、当該費用は委託先の管理会社の規定により異なるため、事業費に含めない形での提案として差し支えないでしょうか。	事業費に含めない形で差支えありません。
28	—	太陽光発電設備の設置にあたり、建物の構造計算および荷重計算の費用について、事業費に含めない形で問題ないでしょうか。また、事業費に含めない場合、当該計算は当方で実施しなくても差し支えないという認識でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、完成図書として構造計算書（検討書）を提出いただく必要がございますので、事業費に含めた上で実施をお願いします。ただし、構造計算によらず、既存建物等の安全性を担保できる場合の完成図書は、協議事項とします。
29	—	太陽光発電設備の運転管理について、モニターの設置を行わず、オンライン上で発電状況を確認できる体制とすることで問題ないでしょうか。	問題ありません。総発電量及び自家消費量が計測できる機能を有する設備が必要ですが、モニターに限定したものではありません。